

# 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について

保健福祉部 障害福祉課

## 1 事業の概要

障害者の在宅福祉介護料は、介護が必要な障害者を在宅で介護している介護者に対して、その労に報いるとともに、家族の福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障害児福祉年金は、障害児の保護者に対し、福祉の増進を図ることを目的に、また、心身障害者通園奨励費は、心身障害者等の施設に通園する障害者又は保護者に対し、通園に要する経費の一部を助成することにより、この更生を援助し、福祉の増進を図る目的として、長年に渡り市の単独事業として現金の支給を行ってきた。

## 2 支給のあり方見直しの理由

障害者の在宅福祉介護料については、平成 18 年から 4 年間をかけて支給額を削減した経過があり、同様の事業を行っている他市と比較して本市の支給額は最も低いものとなっている。介護をする人に向けた支援は、本事業のみであり、同様の要件で支給している高齢者の在宅福祉介護料と整合をとる必要がある。

重度心身障害児福祉年金については、通院、通学、通所の際の移動や、障害福祉サービスを身近な地域で十分に受けられないことなどが障害児の保護者には負担となっており、個々の事情により様々な支援が求められるため、現金を支給する方法が妥当であると考えられる。

心身障害者通園奨励費については、障害福祉サービスを利用するに当たり通所・通園のための交通費の負担に対する支援が必要な人に対して行うものであり、交通費のかからない自転車、徒歩は、対象から除くよう見直すことが妥当であると考えられる。

## 3 支給のあり方見直しの内容

障害者の在宅福祉介護料及び重度心身障害児福祉年金については、当面は現状のとおり継続することとし、サービスを取り巻く状況の変化を見ながら支給のあり方の検討を続ける。

心身障害者通園奨励費については、通所、通園にかかる費用負担を支援する方法が他にない人に対して、助成するという目的のために継続する。ただし、自転車、徒歩については、交通費の負担がないことから対象から除く。